

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 8 年 7 月 27 日 (月) 午後 13 時 30 分～14 時 30 分

2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2 階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 田中 恵	3 番 松尾 政敏
4 番 渡邊 稔	5 番 永島 宏行	6 番 川原 浩	7 番 森 計人
8 番 琴浦 清	9 番 森 武敏	10 番 清心由紀美	11 番 森 土雄
12 番 宮脇喜八郎	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 小林 竹哉	書記 坂本 修一	光増 彩
------------	----------	------

3. 議事録署名委員の指名について

4. 報告事項

なし

5. 議 事

議案第 9 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	1 件
議案第 10 号	農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画（利用権設定）について	1 件
議案第 11 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	1 件

6. その他

秋の農作業賃金について

事務局長	それでは皆さんこんにちは。先月県の農業会議の総会がありまして、宮脇さんの方が表彰されましたので、代わりに表彰されてまいりました。後ほど表彰したいと思います。本日松尾委員が遅れてこれられるということです。 それでは7月期の農業委員会総会を始めて参りたいと思います。では、会長の方からお願いいたします。
会長	それでは先に表彰を受けた宮脇委員さん表彰を行います。 (表彰式) また今後も今まで以上によりしくお願いいたします。 それでは今から7月期の総会を始めたいと思います。よりしくお願いいたします。 まずはじめに議事録署名委員の指名についてということで、4番の渡邊委員と5番と永島委員の方をお願いしたいと思います。 では早速議事の方に入りたいと思います。議案第9号の農地法第3条の規定による許可申請についてということで、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、資料が3ページになります。議案第9号、次の通り許可申請があったので審議を求めます。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。 今月1件申請が上がってきてまして、有償での所有権移転の申請です。場所が、川内郷の3筆です。2筆畑で1筆田になります。譲渡する方が、もともと川内郷の方で、現在蔵本郷にお住まいです。譲り受けられる方が千綿宿東宿の方になります。申請事由としましては、地主さん所有の川内郷にある住宅を購入するにあたって、周辺の農地も一緒に購入してもらいたいということで、農地も一緒に購入することになっております。購入後はトマトとかキュウリ、人参、じゃがいも、ネギ等を栽培する予定ということで申請が上がってきておりまして、この3筆が今は遊休農地のような状況になってまして、売買後は農地として維持管理をしていきますということでした。 場所が、4ページになります。国道34号から高速道路をくぐると、川内とか飯盛に行く入り口がありまして、そこからずっと山手の方に行きまして、川内公民館があるんですけども、そこから左に曲がって川を渡っていったところの農地になります。右側の航空写真に2筆あります。その間の家が今回買われる住宅です。周りの農地を今回一緒に買うというような申請です。説明は以上になります。
議長	はい、ありがとうございました。今事務局から説明がありましたけども、地元の担当委員さん、なにか補足等あればお願いしたいと思いますけど。
地元委員	譲受人の方が前々から空き家を探されていたというのは聞いてたんですけど、今回のことはちょっと全然初耳でございました。以上です。

議長	はい、ありがとうございました。この件につきまして、なにかご質問とか委員の皆様からございましたら、挙手を持ってお願いしたいと思いますけど。今聞いたら、このちょっと上の方の土地に購入者の方の両親がいらして、そこの息子さんらしいということです。特段他になんかご質問とかないでしょうか？ないようでしたら採決に入りたいと思います。 申請番号 1 番につきまして、許可することで問題ないと思われる方は挙手を持ってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。全会一致で許可する方向で進めたいと思います。続きまして、議案第 10 号の中間管理事業の事業集積等促進計画についてということで、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、資料が 5 ページになります。中間管理が今月 1 件上がってきております。議案第 10 号ですね。次の通り、促進計画案について審議を求めます。貸借権の設定です。申請が坂本郷になります。坂本郷の茶畑 8 筆、畑 1 筆の田 1 筆で全部で 10 筆です。これが使用貸借になります。無償ですね。貸す方が佐賀県の鳥栖市にお住まいの方で、中間管理機構公社を通して借りるのが坂本郷の方です。始期が令和 8 年の 10 月 10 日で、終期が令和 18 年の 10 月 9 日。10 年間の契約です。これが 9 筆は基盤強化法で元々借りられていたんですが、今回契約期間が終わったので契約更新するのと、1 筆追加して中間管理機構で借りるというような申請です。前回までの契約は賃貸借だったんですけども、今回は使用貸借の申請になっております。 場所が 6 ページ以降に載せております。国道 34 号を嬉野方面に行きますと福田製茶さんがありまして、田については下に 1 筆あります。それ以外の茶畑は福田製茶さんより山手の方の茶畑になります。詳細な位置については 6 ページの右側から載せてまして、借りられる方の家がすぐ近くにありまして、そういった関係で借主さんが茶畑を引き続き耕作されるのと、茶畑以外のほかの農地については管理をするというような感じで今回の契約になったと聞いております。簡単ですけど、説明は以上になります。
議長	はい、ありがとうございました。今、事務局から説明がありましたけども、補足で地元委員さんとかなかありましたらお願いしたいと思いますけど。 今まで借りていた所を継続ということで、中間管理事業でということですので、特段問題ないかと思えますけども、委員さんの方で補足とかご質問があればお受けしますけど。 質問ないので採決に入りたいと思います。議案第 10 号につきまして、問題ないと許可相当と思われる方は挙手を持ってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。全会一致で許可するということで進めていきたい

事務局	と思います。 続きまして、議案第 11 号の農地法第 5 条の規定による許可申請についてということで、事務局より説明をお願いいたします。 はい、次の通り許可申請があったので審議を求めます。農地法第 5 条の規定による許可申請について農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。 今月は 1 件になります。場所が三根郷。地目が畑で、面積が 283 m²。譲り渡される方が樋口の方で、受けられる方が同じく樋口の方。転用事由は、一般個人住宅で、こちら親子間贈与になります。贈与なので無償になります。次のページ、地図なんですけれども、ヤマザキショップさんとか大楠駐在所がある方にまっすぐ行った道路沿い、ちょっと高い段差の上にある土地になります。大きな方の地図で見てもらったら、左手側にあるお家がお父様のお家になられるんですけど、その隣の自分の畑のところを息子さんに譲られて、息子さんのお家を建てられるということで、申請が上がってきております。 この農地なんですけど、隣にある農地もご自身の持ち物なので、特に隣接所有者の同意等が必要のないような土地になっております。次のページから申請書になるんですけども、19 ページからは現地の写真になります。道路沿いからちょっと坂を登っていったところにある農地になります。今日会長と当番委員さんと現地の委員さんと一緒に見に行ったんですけど、特段問題はないでしょうということで聞いております。事務局からは簡単なんですけど、説明は以上になります。
議長	はい、ありがとうございました。今日さっき事務局から説明がありました通り、現地確認を行っておりますけども現地確認を行いました委員さんの方から補足とかあったらお願いします
委員	地元の委員ということで今朝見させていただきました。宅地の予定ですが、下水道も入ってますし、雨水も国道横の側溝に流すようになってますので、何も問題ないと思います。
議長	はい、ありがとうございました。今説明があった通り、現場を見たところ周りも他人の土地もないし、農地もないし、特段なものもないかなと。下は国道なんでこの間に緩衝地も入れるということで、それで問題ないだろうということで話はしてきました。委員の皆さんからご質問とかあればお受けしたいと思いますけど、ないでしょうか。大丈夫でしたら裁決に入りたいと思います。議案第 11 号につきまして、許可相当と問題ないと思われる方は挙手を持ってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当ということで、県の方へ進達したいと思います。ありがとうございました。議案は以上でございます。

	お疲れ様でした。 6. その他 省略
--	----------------------------------

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

4 番

5 番